

最終更新日:2007年4月16日

スミダコーポレーション株式会社

代表執行役 CEO 八幡 滋行

問合せ先:コーポレートガバナンスオフィス オフィサー 合澤 仁志 TEL 03-3667-3382

証券コード:6817

<http://www.sumida.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスを強化するために当社は2003年4月に委員会等設置会社(2006年5月の会社法施行以降は委員会設置会社)に移行いたしました。委員会設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構であります。当社では社外取締役が過半数を占める指名、監査、報酬の他に当社独自の戦略委員会の4つの委員会を設置しております。また、取締役会は「執行役」に業務決定権限を大幅に委譲し、激動する社会・経済情勢に応じて迅速な意思決定を行い機動性と柔軟性に富んだグループ経営ができるようにしております。

当社はタイムリーで質の高い情報開示を行うことはステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たすことであり、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えて四半期ごとの決算説明を始めとして情報開示に積極的に取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方の詳細については「スミダの経営に関する諸原則」に記載しております。「スミダの経営に関する諸原則」は英語、日本語、中国語により当社のイントラネットに掲示されており、スミダグループの役職員は随時これを確認することが出来ます。

■ 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%以上 20%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤフタビル㈱	5,100,281	26.0
日本マスタートラスト信託銀行㈱	1,933,100	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	1,787,500	9.1
資産管理サービス信託銀行㈱	1,078,900	5.5
自社(自己株式)	730,306	3.7

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ゴールドマン・サックス	684,441	3.5
バンク オブ ニューヨーク・ローロツパリミテッド	629,300	3.2
ジェーピー モルガン チェース バンク	398,901	2.0
ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン	384,100	2.0
ノーザントラストカンパニー	341,900	1.7

■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	電気機器
(連結) 従業員数	1000人以上
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【 取締役関係 】

取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	11名

【 社外取締役に係る事項 】

社外取締役の人数	7名
----------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係（※1）								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ロバート・バターソン	弁護士				○					
アショック・メルワニ	他の会社の出身者					○				
松橋 宏	他の会社の出身者									○
近藤和英	公認会計士				○					
鶴 正登	他の会社の出身者					○				
宮城孝太郎	他の会社の出身者									○
ウルリッヒ・リュッツ	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
----	--------------	------------------

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ロバート・パターソン	米国弁護士	当社取締役選任基準の「経験豊富な弁護士」に該当するため
アショック・メルワニ	在シンガポールの企業経営者	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつアジアのビジネスの見識を有するため
松橋 宏	元商社財務部長	当社取締役選任基準の「商社の経験者」に該当し、かつ国際財務・会計の見識を有するため
近藤和英	公認会計士	当社取締役選任基準の「経験豊富な公認会計士」に該当するため
鶴 正登	企業経営者	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」および「自動車産業の経験者」に該当するため
宮城孝太郎	電機業界企業の元取締役、常勤監査役	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ電機業界に関する見識を有するため
ウルリッヒ・リュッツ	ドイツの電子部品・自動車部品メーカーの元 CEO	当社取締役選任基準の「経営マネジメント」に該当し、かつ電機・自動車業界に関する見識を有するため

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役は取締役会に出席するほか、その全員が法定の3委員会および当社が独自に設置した戦略委員会のいずれかに所属しております。当社ではテレビおよび電話会議システムを活用して、社外取締役が取締役会・委員会に出席しやすいようにしております。各社外取締役は次の委員になっております。(2007年3月21日現在)

- ロバート・パターソン氏 : 報酬委員、指名委員、戦略委員
- アショック・メルワニ氏 : 指名委員、戦略委員
- 松橋 宏氏 : 監査委員
- 近藤和英氏 : 報酬委員(議長)
- 鶴 正登氏 : 指名委員(議長)
- 宮城孝太郎氏 : 監査委員、戦略委員(議長)
- ウルリッヒ・リュッツ氏 : 報酬委員、戦略委員

【 各種委員会 】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査委員会	3	1	1	2	社内取締役
-------	---	---	---	---	-------

【 執行役関係 】

執行役の人数	5名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との			使用人との 兼任の有無
		兼任の有無	指名委員	報酬委員	
八幡滋行	あり	あり	×	×	なし
趙 家驥	あり	あり	×	×	なし
松田三郎	あり	なし	×	×	なし
栖関智晴	なし	なし	×	×	なし
ハンス・デイトロフ	なし	なし	×	×	なし

【 監査体制 】

監査委員会の職務を補助すべき 取締役及び使用人の有無	あり
-------------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を内部監査室、事務局をコーポレートガバナンスオフィスとし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならないこととする。

監査委員会と会計監査人の連携状況

会計監査人は監査委員会に期初に監査計画の説明を行い、期中の監査の状況、期末の監査の結果等について監査委員会に定期的に報告を行うものとする。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行うものとする。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

内部監査室は年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査委員会と事前協議を行うこととする。また内部監査室は監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告するものとする。更に監査委員会は必要に応じて、内部監査室に追加監査の実施を求めることができるものとする。

【 インセンティブ関係 】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に 関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-----------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は、執行役に対する監督を健全に機能させるため、業績連動報酬は採用せず、固定報酬とします。

執行役報酬には、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、固定報酬に加えて業績連動報酬を採用する。業績連動報酬は次の2つから構成されます。

1) 短期インセンティブ(賞与)

短期的なインセンティブの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体又は担当職務の業績の達成度に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。

2) 長期インセンティブ

中長期のインセンティブの維持・向上、人材流出の防止のための報酬。中期経営計画に対応するもの。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

2003年6月に一度発行しました。当該ストックオプションは14,000個(一個あたり100株、その後株式分割により121株)発行し、行使期限は2008年3月末です。当社取締役、執行役への付与数については、報酬委員会で協議を行いました。なお、ストックオプションを新たに発行する予定はありません。

【 取締役・執行役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書、決算短信、営業報告書(事業報告)
取締役報酬の開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
執行役報酬の開示状況	全執行役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内容(対象期間:2006年1月1日から2006年12月31日まで)は、上記の分類に基づき有価証券報告書のP36に記載しております。

【 社外取締役のサポート体制 】

社外取締役のためだけの専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会および委員会の専従スタッフ(3名)を配置しております。当該スタッフは、取締役会開催にあたっては事前に付議案件の資料を提供し説明したり、随時情報の提供や説明を行うなど社内・外の区別無く取締役をサポートしております。また、海外在住および非常勤の取締役の便宜を図るため、取締役専用の Web-site に随時情報を掲載し、情報をタイムリーに共有できる仕組みを構築しています。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役会は取締役・執行役の監督と経営の基本方針の策定等の専決事項に専念し、それ以外の事項の業務執行は執行役に委任しております。当社では取締役会に次の委員会を設置しております。(2007年3月21日現在)

指名委員会(法定)

構成：社外取締役3名

取締役選解任議案の内容の決定を行うほか、当社では執行役候補者の選任も行い取締役会に推薦します。指名委員会の議長は社外取締役がつとめています。コーポレートガバナンスオフィスを事務局としています。当社では取締役選任基準を次のように定めています。

- ① 経験豊富な弁護士
- ② 経験豊富な公認会計士
- ③ 経営マネジメント
- ④ 中国人又は香港人ビジネスマン
- ⑤ 自動車産業の経験者
- ⑥ 商社の経験者

監査委員会(法定)

構成：社外取締役2名、社内取締役1名

取締役および執行役の職務の執行の監査および株主総会に提出する会計監査人の選・解任等に関する議案の内容の決定を行います。執行役の職務の執行に関する監査は主として、内部統制部門に、会計監査においては会計監査人に依拠して監査を行います。監査委員会は取締役会決議に従い、重要と思われる資料、報告書等の入手に努め、必要に応じてグループ内の各部署に質問し、説明を求め、場合によっては独自に調査すること等により監査を行います。取締役の職務の執行に関する監査は取締役会または各委員会での活動状況等により監査します。また、会計監査人の執行役からの独立性の確保と適切な監査活動の保証のために、会計監査人の報酬の決定には監査委員会の同意を要します。監査委員会の議長は常勤の社内取締役がつとめています。監査委員会の職務を補助する組織を内部監査室、事務局をコーポレートガバナンスオフィスとしています。

報酬委員会(法定)

構成：社外取締役3名

取締役・執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針及び個人別の報酬を決定します。報酬委員会は執行役からコメントを提出させて業績評価を行っております。報酬委員会の議長は社外取締役がつとめています。コーポレートガバナンスオフィスを事務局としています。

法定3委員会の本質は監督機能であるため、2005年から被監督側である執行役は委員に選任しないこととしたほか、指名・報酬委員会は全員を社外取締役としております。

戦略委員会(任意)

構成：社外取締役4名、社内取締役2名、執行役1名

当社独自のもので中期経営計画の策定やコーポレート・ガバナンスの充実策の検討を行います。戦略委員会の議長は社外取締役がつとめています。

執行役は取締役会から委任を受けた事項の業務執行を取締役会の決議により定められた職務の分掌に従って行っております。執行役は5名で、そのうち3名が代表執行役です。執行役間の職務分掌の概要は次のとおりです。

・代表執行役 CEO

スミダグループの経営方針・戦略の策定及び業務執行の最終責任を負う

・代表執行役 Group President

CEO の策定した経営方針・戦略の実行および業務執行に責任を負い、CEO に報告する

・代表執行役 CFO

財務・会計関連業務に責任を負い、CEO に報告する

・執行役 COO

執行役 COO は代表執行役 Group President の指揮に基づき業務執行を行い、業務執行状況を代表執行役 Group President に報告する。

なお、代表執行役にはそれぞれ諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分に検討を行うこととしています。代表執行役 CEO の諮問機関(社内呼称:BCO)は代表執行役全員で構成されています。

業務執行の監視については取締役会が取締役・執行役の監督を、監査委員会が取締役・執行役の監査を行っております。また、会社に著しい損害及び利益を及ぼすおそれのある事実については、内部統制部門が随時取締役会・監査委員会に報告を行う体制を構築しております。

会計監査の状況

当社は新日本監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。2006年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

イ. 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	監査継続年数
指定社員 業務執行社員 浜田正継	新日本監査法人	7年 (*)2006年12月期で当社担当を終了
指定社員 業務執行社員 上村 純	新日本監査法人	3年 (*)2006年12月期で当社担当を終了
指定社員 業務執行社員 室橋陽二	新日本監査法人	6年

(*)2007年12月期より、新日本監査法人の小西文夫氏が新たに当社担当の指定社員 業務執行社員になっております。

ロ. 会計監査業務に係る補助者

公認会計士2名、会計士補等6名

■ 3. 委員会設置会社形態を採用している理由

委員会設置会社は社外取締役が過半数を占める委員会を設置することにより、透明性を向上させ、また、業務執行機能に専従する機関として執行役を置き、取締役会は業務執行の監督に特化し、「執行」と「監督」が明確に分離され、両者が有効に機能する組織機構であります。そのため当社はコーポレート・ガバナンスを強化するための最も優れた組織機構であると判断し、2003年4月の改正商法施行と同時に委員会等設置会社(2006年5月の会社法施行以降は委員会設置会社)に移行いたしました。当社は指名、監査、報酬以外に独自に戦略委員会を設置しここで戦略策定を行うこととしました。さらに取締役会は「執行役」に業務決定

権限を大幅に委譲し、「責任の明確化」、「業務執行スピードの向上」を図っています。

取締役会の開催は委員会設置会社移行前と比較すると年間12回から6回へと半減しました。ほとんどの業務執行権限が執行役に権限委譲されたために、意思決定スピードは向上し、その結果「業務執行スピードの向上」は当初の目的どおりに図られております。

コーポレートガバナンス全般に関しては、「日本コーポレートガバナンス研究所(JCGR)」がガバナンス体制の状態を調査し数値化した「コーポレートガバナンス インデックス」で、委員会設置会社に移行後は毎年上位にランクされるようになっております。(2006年度は第5位)

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日は 2007 年 3 月 29 日と想定されましたが、株主様が出席しやすいように、それより早期で、かつ休日の 3 月 21 日（水）に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006 年 3 月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を可能としました。また、その一つの形態として機関投資家向けに、「議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）」による議決権の行使を可能としました。その結果、2007 年 3 月開催の定時株主総会における電磁的方法による議決権の行使は議決権の行使全体の約 24%となりました。
その他	<p>招集通知関連では 2006 年 3 月開催の定時株主総会より自社のホームページに日本語版と英訳版を掲載いたしました。</p> <p>当社では株主総会での議案の決議に、議決権行使書による行使のほかに、株主様に議場で投票をして頂く形態を 2001 年から行っております。この目的・メリットは大きく三つ考えられます。</p> <p>①株主様に株主総会で議決権の行使を実感していただだけ、経営への関心の度合いを深めて頂くと同時に、株主総会への参加の動機が高まること。</p> <p>②議案への賛否が数字で明確に株主様にご確認いただけますので、総会運営及び決議結果の透明性が担保されます。</p> <p>③議案毎の賛否数が明確になることにより、株主様の意向を汲み取れます。</p> <p>これらは全て株主様の権利を平等に尊重するという考えに基づいております。つまり、株主様の意思は議決権行使書のよってなされるものも、総会会場にご来場いただいてなされるものも同様に尊重されるべきであり、わざわざ株主総会に参加いただいた株主様の意思表示をを集計するのは当然であるとの考えからです。なお、議場での投票はタッチパネルを利用した電子投票で行っております。</p>

■ 2. IR に関する活動状況

代表者自身による説明の有無	補足説明

個人投資家向けに 定期的説明会を 開催	あり	代表者自身による会社説明会を東京だけでなく大阪、名古屋、福岡でも開催しております。
アナリスト・機関 投資家向けに 定期的説明会を開催	あり	四半期決算の開示後に実施しております。
海外投資家向けに 定期的説明会を 開催	あり	海外投資家向けの会社説明会を年間二回程度実施しております。
IR資料の ホームページ掲載	あり	四半期決算の開示後に、主としてアナリスト・機関投資家向けの説明会資料をホームページに掲載しております。そのほか必要に応じて個人株主様向けの説明資料も掲示いたします。
IRに関する部署 (担当者) の設置	—	個人株主向け、アナリスト・機関投資家向けに担当部署を分けて設置しております。
その他	—	Fact Book やアニュアルレビューを作成しております。

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等により ステークホルダーの 立場の尊重について 規定	<p>当社グループでは、「ビジョン」、「経営の基本原則」、「コミットメント」、「行動規範」、「企業統治原則」、「環境理念」を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しております。この中の「経営の基本原則」で「スミダの役員・社員は、お互いを尊重し、ステークホルダーとの強い信頼関係を築き上げます。」と規定しております。また、ステークホルダーへの基本的な考え方を示す「コミットメント」ではステークホルダーをお客様、株主、社員、サプライヤー、コミュニティ、その他のステークホルダーに分類し、それぞれに対する考え方を規定しております。また、「企業統治原則」のなかでも「コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係」を規定しております。</p>
環境保全活動、	1. 環境保全活動

C S R活動等の実施

スミダグループでは地球市民としての社会的責任を果たすため、グループ一丸となって環境保護活動に積極的に取り組むこと、1998年5月に「環境理念：スミダグループはかけがえない地球環境を大切に、健康で継続的な活動を営み、且つ健全な自然環境を次の世代に引き継ぐために、環境保護と資源の有効活用に積極的に取り組み、地球市民として社会的責任を果たします。」を制定しました。この理念に基づき、スミダコーポレーション株式会社をはじめ、関連会社において環境マネジメントシステム ISO14001 の認証を取得しました。認証を取得した各関連会社において ISO14001 の手順に従い、省エネルギー、省資源、リサイクル、グリーン調達、製品に使用する材料の環境有害物質不使用化等、製品の開発・設計段階から日常業務の各プロセスにおいて環境保護活動を推進しています。

2. C S R活動

スミダグループは、事業活動を通じて社会と調和のとれた成長を目指し、社会・経済の発展に貢献することを重要な使命と位置付けております。常に「企業市民」としての自覚を堅持し、各地域、社会との継続的な対話を通じ、グループを取り巻くコミュニティーの課題に積極的に取り組むことにより、地域や社会から信頼される企業となることを目指しております。こうした社会的責任の重要性を「スミダの経営に関する諸原則」の中でスミダグループのコミットメントとして明確に規定し、役員・従業員に周知徹底しております。

このような方針の下での施策の一つとして、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。2005年よりはかかる活動の一環で、日本及び香港の大学生・院生を対象とした奨学金事業を行っております。奨学金の規模は全体で連結純利益の1%を上限としておりますが、今後も順次対象地域や対象者を拡大してまいります。

ステークホルダーに
対する情報提供に
係る方針等の策定

基本方針は「企業統治原則」の「コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係」のなかで規定しております。当社はタイムリーで質の高い情報開示を行うことはステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たすことであり、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考えて四半期ごとの決算説明を始めとして情報開示に積極的に取り組んでおります。具体的な体制は2005年に、会社情報の適時開示に係る社内体制を改めて整理し、情報の収集体制、開示情報の検討体制、取締役への報告、情報の開示の各段階の取扱いを明確化し、開示手順のフローチャートを作成しました。これらを関係部署に周知徹底させるとともに、東京証券取引所にも提出しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2006年5月16日開催の取締役会で内部統制システムに関する基本的な考え方を下記のように決議しております。

記

1. 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しており、代表執行役は他の執行役および使用人が当原則に則った職務執行を行うことの確保及び遵守状況の監視を行うシステムを構築する。具体的事項としては次の事項を行う。

①「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中の3ヶ国語で掲示するほか冊子を配布し、随時これを確認することが出来るようにし、企業集団全体に周知徹底する。また、スミダアカデミーおよびコンプライアンス・オフィスは当原則の教育を行う。内部監査室はこれらの遵守状況を監視、検証する。

②コンプライアンスについてはコーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、

単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility(CSR))を Integrity(誠実性)、Discipline(規律)、Common Sense(常識)に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コンプライアンス・オフィスを中心に企業集団全体の体制整備およびモニタリング活動に努める。

③コンプライアンス・オフィスおよび内部監査室は以上の活動状況を代表執行役CEOおよび監査委員会に報告する。また、その概要を取締役に報告する。

④代表執行役は内部統制の有効性を検証する。

2. 執行役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

代表執行役は職務執行に係る重要情報を規程に従い保存期間及び保存場所を明確にして集中管理を行い、取締役は常時閲覧可能とする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

代表執行役CEOはリスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネジメント・オフィサーとして、リスク管理を担当する組織として、リスクマネジメント・コミッティーおよびその実施機関としてリスクマネジメント・オフィスを設置する。リスクマネジメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネジメント・モニターを配置し、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスクの回避、予防、分散策を策定するとともに、万一発生した場合の損失を最小化するための対応方法を検討する。執行役および使用人は規程に従って業務遂行に努める。内部監査室は以上の運用状況を監視、検証する。リスクマネジメントオフィスおよび内部監査室は以上の状況を代表執行役CEOおよび監査委員会に報告する。また、その概要を取締役に報告する。

4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、妥当な意思決定体制の確保と運用及

びそれらの監視を行うシステムを構築し、経営効率を高める。具体的な事項としては次の事項を行う。

- ①代表執行役にはそれぞれ諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分に検討を行うこととする。
- ②代表執行役は職務権限並びに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証する。
- ③代表執行役は意思決定事項に関する業務の達成状況を定期的にレビューし、結果をフィードバックすることを通じて、経営、事業遂行の一層の妥当性及び効率性を確保する。
- ④代表執行役は職務遂行に不可欠な情報の適切かつ迅速な収集、分析と伝達、及び必要な情報の共有と蓄積等を通じ、適切かつ迅速な意思決定を確保する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は純粋持株会社であり、事業は子会社等のグループ会社が行っているため、取締役・執行役は常に企業集団全体の統治を念頭におきその業務を行う。また、監査委員会はグループ会社の監査役等と連携し監査活動を行う。

コンプライアンス・オフィス、リーガルオフィス、リスクマネジメント・コミッティー、内部監査室の強化・充実を図り、これらの内部統制組織は当社のみならず企業集団全体の内部統制を担当するものとする。

6. 監査委員の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を内部監査室、事務局をコーポレートガバナンスオフィスとし、その人事異動、組織変更等の最終決定は監査委員会の承認を得なければならないこととする。

7. 執行役および使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員への報告に関する体制

代表執行役CEOは、執行役及び使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告することとする。また、その概要を取締役に報告する。

- ①会社に著しい損害及び利益を及ぼす可能性のある事実
- ②取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実
- ③月次会計資料
- ④内部監査報告書
- ⑤主要な部門の月次報告書
- ⑥その他の重要事項

8. 監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①内部監査室は年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査委員会と事前協議を行うこととする。また内部監査室は監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告するものとする。更に監査委員会は必要に応じて、内部監査室に追加監査の実施を求めることができるものとする。

②会計監査人は監査委員会に期初に監査計画の説明を行い、期中の監査の状況、期末の監査の結果等について監査委員会に定期的に報告を行うものとする。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行うものとする。

③会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の承認を要することとする。

9. その他

監査委員会の職務を補助する組織として、執行役から独立した監査委員会室の設置を検討する。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

■ 1. 買収防衛に関する事項

当社では買収防衛策の王道は、正しい経営を行って株主価値を向上させ、時価総額を増加させることと考えております。そのために、いわゆるライツプラン等の買収防衛策は採用いたしません。

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 今後のコーポレート・ガバナンス体制について

当社は2006年にドイツの上場企業を買収し、子会社といたしました。同社は今後もドイツでの上場を維持いたします。上場子会社を持つことは当社にとって初めてであり、同社の少数株主の権利を尊重しつつ当社の株主価値の最大化を図るコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

2. 監査委員会の職務を補助する組織

委員会設置会社の監査委員会の活動のあり方を再検討するなかで、監査委員会の職務を補助する監査委員会室の設置の可否についても検討を行う予定です。

【 巻末：添付資料 】 参考資料：模式図

